

東神楽町立志比内小学校「いじめ防止 基本方針」

令和2年4月1日（一部改訂）

現在、「いじめ問題」が社会的な問題となり、学校教育においては、生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画投稿、書き込みなど、I S N関連の不適切な利用による新たないじめ問題も発生し、いじめは、ますます複雑化、潜在化する様相を見せている。

こうした中、東神楽町では、平成26年度に「東神楽町いじめ防止等に関する条例」が制定された。「いじめは、どの学校でも、どの学級にも起こりうる。いじめは、いじめを受けた子の教育を受ける権利を奪い、将来にわたって傷跡を残すものである。」という基本認識に立ち、本校でも「東神楽町いじめの防止等に関する条例」の規程に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために『東神楽町立志比内小学校いじめ防止基本方針』を策定した。本校の児童が、楽しく生き生きとした学校生活を送ることができる、「いじめのない、いじめを決して許さない」学校をつくるために職員が一丸となって取り組んでいく。

【本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢】

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を発達の段階に応じて促します。

学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。

児童、教職員の人権感覚を高めます。

児童同士、児童と教員をはじめとする校内における温かい人間関係を築きます。

いじめの未然防止や早期発見に努め、適切な指導を行い、いじめに関する問題を解決していきます。

いじめの未然防止や問題の解決に向けて、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

対人関係のトラブルを通して学ぶことや成長する機会もあることから、これらの問題を自ら解決しようとする力を育みます。

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめとは【いじめの定義】

- ・「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的、または、物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。
- ・学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め、表面的・形式的に行うことなく、児童を守るという立場に立って、事実関係を確かめ、対応にあたる。
- ・誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえて対応し、事案に応じて「いじめ」という言葉を使わずに柔軟に対応する。

(2) いじめの基本認識

いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうることである。
いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
いじめは、大人に気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
いじめは、学校、家庭、地域社会、行政などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
「けんか」や「ふざけ合い」であっても背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断するとともに、心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
発達障がいを含む児童など、特に配慮が必要な児童に対し、適切な支援を行う。
いじめの「解消」は、(ア)いじめに係る行為が止んでいること(イ)被害児童が心身の苦痛を感じていないことの要件を満たしていることをいじめ防止等対策委員会で判断する。

2 未然防止の取組

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

「花咲き山」の取組

- ・自他のよさを認め合い、違いを認める取組から、いじめゼロを目指す。

あいさつの奨励

- ・人とのかかわりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって周囲に応えようとする心情を醸成するために、日常的に指導を行う。

道徳授業の充実

- ・自己肯定感を育むために教科書「道徳」や「マイノート」を活用し道徳授業の充実を図る。また、全学年で参観日に保護者や地域に授業公開を行う。
- ・児童が傍観者とならずにいじめをやめさせる行動をとる重要性を理解させるよう努める。

(2) 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

一人ひとりが活躍できる学習活動

- ・児童会活動、集会活動、学校行事等での異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える場の設定と充実
- ・児童が主体的に取り組む学習活動の展開や自主学習（家庭学習）の工夫

人とのかかわり方を身に付ける

- ・朝の会等で児童のスピーチの場を設け、自他の思いや考えが違うことに気づいたり、自分の存在の大切さに感じたりすることで、自尊感情を育む。

自分を表現できる年間指導計画の作成

- ・教科等における言語活動の充実を図り、活用する力の内容を明確にした年間指導計画の作成を推進し、自己表現の力を高める。

人との係わりを実感する体験活動

・友だちと分かり合える楽しさやうれしさ，保護者や地域の人など周りの人との関わりを実感できる相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。
また，学校行事や児童会，総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

3 いじめの早期発見・早期対応・早期解決に向けての取組

(1) いじめ早期発見のための取組

全教職員が児童の様子を見守り，日常的な観察を丁寧に行うことにより，児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

「おかしい」と感じた児童がいる場合には，全教職員で情報の共有をし，教師が積極的に働きかけを行い，児童に安心感をもたせるとともに問題がある場合には，「日常相談」や「教育相談活動」で当該児童の話聞き，問題の早期発見，早期解決を図る。学期ごとにマイノートを活用したり，児童アンケート（いじめ），個人面談を行ったりすることを通して，児童の思い（SOS）や人間関係を把握し，学校として迅速に対応しいじめゼロの学校づくりを目指す。

特別の教科「道徳」の授業を通し，実践的な態度を養う道徳教育を推進する。

(2) ネット上のいじめへの対策

児童及びその保護者がネット上のいじめを防止し効果的に対処ができるよう，特別活動や総合的な学習の時間等を通じて情報モラル教育等の指導の充実を図るとともに，PTA総会や全体懇談会等を活用して啓発活動を行う。

携帯電話やインターネット利用に係る実態把握と，それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに，状況に応じて関係機関との連携を図る。

(3) 重大事態への対処

いじめにより，児童生徒の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや児童や保護者から，いじめにより重大な事態に至ったとの申立てがあった場合，町教育委員会に報告する。

町教育委員会の指導助言の下，当該重大事態に対処するとともに，速やかにいじめ防止等対策委員会を開き，事実関係を明確にするための調査を実施する。

上記の調査を行うに当たっては，必要に応じて第三者の参画を得る。

上記の調査が終了したときは，その調査結果を町教育委員会に報告する。この場合において，いじめを受けた当該児童又はその保護者が希望するときは，当該児童又はその保護者の意見を記載した書面を添付する。

上記の調査が終了後，その他必要があると認めるときは，いじめを受けた当該児童及びその保護者に対し，重大事態の事実関係その他必要な情報を適切かつ迅速に提供する。

上記の調査の結果を踏まえ，当該重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

(4) いじめの早期解決のための協働体制

学級担任だけで抱え込むことなく、全教職員及び、専門家で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

定期的な教育相談や面談により情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、対象児童の身の安全を最優先に、加害児童に対して毅然とした態度での指導にあたる。

傍観している児童も「いじめている」と同様であるという指導を行う。

学校内だけでなく、地域、保護者、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

(5) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

家庭や地域との連携を密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭や地域での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かす。

状況により「いじめ問題などの相談窓口」の利用及び、町のスクールカウンセラーや教育アドバイザーへの相談も検討する。

4 いじめ問題に取り組むための校内体制

(1) 学校内の組織

校務分掌に「いじめ防止等対策委員会」を位置付ける。

- ・構成：生徒指導部長、校長、教頭、教務主任、当該学級担任、養護教諭
(場合により関係機関の方にも入っていただく)
- ・役割として、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期解決等、いじめ問題の取扱を考慮しながら、全教職員が共有するようにする。
- ・児童の個人情報の取扱に留意する。
- ・学校評価においては、年度の取組について、児童や保護者アンケート、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

【いじめ防止等対策委員会】

1 目的

- ・いじめの防止などに関する措置を実効的に行うとともに、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、的確な状況の見立てを行う。

2 構成

生徒指導部長 教務主任 当該学級担任 校長 教頭 養護教諭
*必要に応じて心理専門家(S C, S S W), 弁護士, 学校医, 警察官など

3 業務内容

- (1) 児童の豊かな情操と道徳心を養い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を推進する。
- (2) いじめアンケートの実施・集計・分析・共通理解の確立(年2回)
- (3) 教育相談の実施計画(生徒指導部)及び通報窓口としての体制確立。
- (4) いじめが認知された際、事実確認、対応策、関係機関との連携、家庭との連携、児童への指導等、いじめ解消への対応策を決定し、必要な措置を行う。
- (5) いじめに関する研修計画を立てる、実施するなど、教師の資質向上に努める。

児童の実態交流会

- ・月1回(職員会議終了後)を基本とし随時、問題傾向を有する児童や、学級の現状や指導等の情報交換及び共通指導内容について話し合いを行う。

5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・いじめの事実を確認した場合の東神楽町教育委員会への報告，重大事態発生時の対応等については，法に即して，東神楽町教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に対応する。
- ・東神楽町全体で「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であることから，P T Aや地域の会合等において，いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願います。
- ・東神楽町いじめ問題対策連絡協議会との連携を図り，いじめ防止等に向けて，教職員が一丸となって全力で取り組む。